

繊維規程改正のご案内(アクリレート繊維)

家庭用品品質表示法の改正について

1.改正主旨

令和6年(2024年)4月に「繊維製品の混用率試験方法」に関する日本産業規格(JIS L1030-2)の改正が行われたことに伴い、家庭用品品質表示法に基づき定められた「繊維製品品質表示規程」のアクリレート繊維の混用率の表示の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

2.改正内容

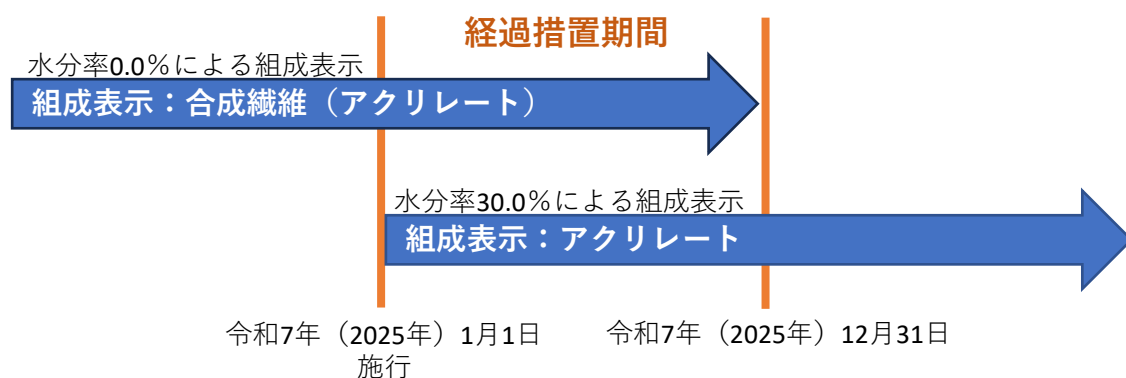
繊維製品品質表示規程 別表第三:アクリレート繊維の公定水分率「30.0%」が追加
繊維製品品質表示規程 別表第六:指定用語「アクリレート」が追加

3.公布・施行・経過措置期間

公布:令和6年(2024年)12月25日 施行:令和7年(2025年)1月1日

経過措置期間:令和7年(2025年)1月1日~12月31日

「アクリレート」へ移行の流れ



- ・アクリレート繊維の水分率が0.0%から30.0%に変更となることで、他繊維との混用素材の場合に混用比率が高く算出されます。そのため、組成表示を変更しなければならない可能性があります。
- ・証明書等への表記は令和7年1月1日以降の依頼受付分より変更。

アクリレート繊維とは

アクリレート繊維は合成繊維の一種で、高い水分率を持つことから吸湿性や吸湿発熱性に優れ、インナーをはじめとする衣料品や寝装品などに使われています。

内容についての質問がございましたら、お近くの事業所にお問い合わせ下さい。
ホームページ:<https://www.jwif.org>

